

「国のアレルギー対策基本法」指針に沿って制度の在り方を検討

川崎市、「サマーレビュー課題」で示す

私たちは川崎市の「成人ぜん息患者医療費助成制度」の「見直し」に反対し、現行制度の存続と充実を求めています。

川崎市は、九月一日に「平成二八年度サマーレビュー課題一覧表」を示しました。「成人ぜん息患者医療費助成制度」については、「国のアレルギー対策基本法」指針に沿ってあり方について検討する」という内容のものです。

「アレルギー対策基本法」には次のことが明記されています。

〈第1条 目的〉

「アレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責任を明らかにし」「アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的とする」

〈第5条 自治体の役割〉

「アレルギー疾患にかかった場合には、その状態及びおかれている環境に応じ、生活の質の維持向上のための支援を受けることができるよう体制の整備がなされること」

〈第10条 法制上の措置等〉

政府は、アレルギー疾患対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

川崎市がサマーレビューで示した方向で検討するならば、同制度の内容を拡充する方向か打ち出されることは必然です。

私たちは、現行制度の目的を公害対策と明確に位置付けて、制度の改善を図るよう重ねて要求します。

併せて、国に対してぜん息患者の医療費救済制度を創設するよう働きかけを強めてください。



2016年9月8日

川崎公害病患者と家族の会

川崎市川崎区砂子2-8-1-304

☎044-211-0391

川崎北部のぜん息患者と家族の会

川崎市高津区下作延1-13-45-102

☎044-833-9601